

通所型サービス（予防給付相当・A型）基準・報酬について

I. 基本方針

- ・ 予防給付相当サービスについては、国の要綱改正に準じて改正。
- ・ A型サービスについては、通所介護の基準省令等と共通するものはそれに準じて改正。
そのほかには、包括支援センター等からの要望を受け、給付管理を簡素化するため、加算等を改正。

II. サービスの概要

項目	予防給付相当	本市A型
サービス内容	利用者の自立した生活に資する必要な日常生活上の支援や機能訓練	高齢者の閉じこもり予防や自立支援に資する通所事業 ※排泄・食事介助等身体介助は含まない
サービス提供時間の目安	特に規定なし	特に規定なし
サービス対象者	要支援者・基本チェックリスト該当者のうち、右記の(ア)(イ)に該当する者	要支援者・基本チェックリスト該当者のうち、 下記(ア)(イ)に該当しない軽度者 (ア) 総合事業開始前からサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要とケアマネジメントで認められるケース (イ) ケアマネジメントで以下のような介護職員による専門的なサービスが必要と認められるケース ・ 認知機能の低下や精神・知的障害により日常生活に支障がある症状や行動を伴う者 ・ 退院直後で状態が変化しやすく、自立支援に向けた専門的サービスが特に必要とする者 ・ ゴミ屋敷となっている者や社会と断絶している者など専門的な支援を必要とする者 ・ 心疾患や呼吸器疾患、がんなどにより日常生活の動作時の息切れ等により、日常生活に支障がある者 ・ ストーマケアが必要な者 等 ※（イ）についてはあくまで例示である。

III.基準・報酬

ア. 予防給付相当サービス

(1) 人員基準

項目	H29	H30～32	改正理由
①管理者	専従常勤	変更なし	
②管理者 専従但書	支障がない場合、他の職務、 同一敷地内の他事業所等の 職務に従事可能	変更なし	
③生活相 談員	サービス提供時間を通じて 1 以上 ※事業所単位で生活相談員 又は従事者の 1 人以上は常勤	変更なし	
④生活相 談員資格	社会福祉主事または同等の 能力を有する者	変更なし	
⑤看護職 員	看護師又は准看護師単位ご とに 1 以上 ※定員が 10 名以下の場合は 介護職員の配置で可。 ※病院、診療所、訪問看護ス テーションとの連携により、 看護職員が通所型サービス 事業所の営業日ごとに利用 者の健康状態の確認を行い、 提供時間を通じて密接かつ 適切な連携を図っている場 合には看護職員が配置され ているものとする。なお、「密 接かつ適切な連携」とは、事 業所へ駆けつけることができ る体制や適切な指示がで きる連絡体制のことである。	変更なし	
⑥従事者 の配置	勤務延時間数をサービス提 供単位時間数で除した数が 単位ごとに ・ 15 人までは専従 1 以上 ・ 15 人超の場合は利用者 1 人に専従 0.2 以上 ※常時 1 以上の確保必要 ※事業所単位で生活相談員 又は従事者の 1 人以上は常勤	変更なし	
⑦機能訓 練指導員 の配置	1 以上	変更なし	
⑧機能訓 練指導員 の資格	理学療法士、作業療法士、 言語聴覚士、看護職員、柔 道整復師、あん摩マッサー ジ指圧師	理学療法士、作業療法士、 言語聴覚士、看護職員、柔 道整復師、あん摩マッサー ジ指圧師、 <u>一定の実務経験 を持つはり師・きゅう師※</u>	H30.10.1 施行 国の要綱の改正に準ずる ※理学療法士、作業療法士、看 護職員、柔道整復師またはあん 摩マッサージ指圧師の資格を有 する機能訓練指導員を配置した 事業所で 6 月以上勤務し、機能 訓練指導に従事した経験を有す る者とする。

(2) 基本報酬

※ 1 単位：7 級地単価 10.14 円を利用。

		H29		H30～32	
対象者・頻度	利用回数/月	回	月	回	月
要支援 1・ 事業対象者 (週 1 回程度)	1～4 回	378 単位	—	378 単位	—
	5 回	—	1,647 単位	—	1,647 単位
要支援 2・ 事業対象 (週 2 回程度)	1～8 回	389 単位	—	389 単位	—
	9 回	—	3,377 単位	—	3,377 単位

・消費増税により、H31.10 以降改正の可能性もある。

(3) 加算・減算

項目	H29	H30～32	改正理由
生活機能向上 グループ活動加算	100 単位/月	変更なし	
運動器機能向上加算	225 単位/月	変更なし	
<u>生活機能向上連携加算</u>	—	※ 1 <u>200 単位/月</u>	H30.10.1 施行 国の要綱の改正に準ずる
栄養改善加算	150 単位/月	変更なし ※ 2 <u>算定条件の変更</u>	H30.10.1 施行 国の要綱の改正に準ずる
※ 3 <u>栄養スクリーニング 加算</u>	—	<u>5 単位/回</u>	H30.10.1 施行 国の要綱の改正に準ずる
口腔機能向上加算	150 単位/月	変更なし	
選択的サービス 複数実施加算	480 単位/月(I) 700 単位/月(II)	変更なし	
若年性認知症受入加算	240 単位/月	変更なし	
中山間地等居住者への サービス提供加算	所定単位数の 5%	変更なし	
送迎を利用しない場合 の減算（同一建物に居住 する場合を含む）	—47 単位/回・片道 ※月額上限で算定する場合 要支援 1 相当 —376 単位 要支援 2 相当 —752 単位	<u>送迎減算は実施しない</u> 同一建物減算は変更なし 要支援 1 相当 —376 単位 要支援 2 相当 —752 単位	H30.8.1 施行 給付管理の簡素化
定員超過・人員欠如によ る減算割合	基本報酬の 70%	変更なし	
事業所評価加算	120 単位/月	変更なし	
サービス提供体制加算 (I)・イ	要支援 1 相当 72 単位 要支援 2 相当 144 単位	変更なし	
サービス提供体制加算 (I)・ロ	要支援 1 相当 48 単位 要支援 2 相当 96 単位		
サービス提供体制加算 (II)	要支援 1 相当 24 単位 要支援 2 相当 48 単位		
介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の 5.9%	変更なし	
介護職員処遇改善加算(II)	所定単位数の 4.3%		
介護職員処遇改善加算(III)	所定単位数の 2.3%		

介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(Ⅲ)の 90%加算	※ 4 変更なし	H30.10.1 施行 国の要綱の改正に準ずる
介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(Ⅲ)の 80%加算		

※ 1 生活機能向上連携加算の算定要件

- ・外部の介護予防通所リハ事業所等のリハビリテーション専門職や医師が通所型サービス事業所等を訪問し、共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画等を作成することを評価。
- ・運動器機能向上連携加算を算定している場合は100単位/月。

※ 2 栄養改善加算の算定条件の変更

- ・管理栄養士1名以上の配置の要件を改め、外部（他の介護事業所・医療機関・栄養ケアステーション）の管理栄養士の実施でも算定を認めることとする。具体的には、当該事業所の職員として、又は外部との連携により管理栄養士を確保していること。

※ 3 栄養スクリーニング加算の算定要件

- ・サービス利用者に対し、利用開始時及び利用中6か月ごとに栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に係る情報をケアマネジャーに文書で共有した場合に算定。6か月に1回を限度に算定。

※ 4 通所介護で厚生労働大臣が定める期間のみ算定し、廃止する。

- ・生活機能向上連携加算等加算が2事業所以上で算定できないものが出てくるため、2事業所以上の通所型予防給付相当サービスを併用することは禁止する。ただし、予防給付相当とA型サービスの併用、A型同士の併用は禁止しないが、月額単価で請求する際には、事業所同士で金額の調整をする必要が発生するため、要注意。併用の場合は、1月の利用回数を回数で請求できる回数とする方がよい。

イ. A型サービス

(1) 人員基準

項目	H29	H30～32	改正理由
①管理者	専従1以上	変更なし	
②管理者 専従但書	支障がない場合、他の職務、 同一敷地内の他事業所等の 職務に従事可能	変更なし	
③生活相 談員	不要	変更なし	
④看護職 員	(定員10名以上) 不要 (定員11名以上) 体調急変時には同一敷地内 もしくは併設事業所等に勤 務する(准)看護師と密接か つ適切な連携がとれるこ と。 ※併設事業所等がない場合 には、体調急変時には連携 する病院・診療所・訪問看 護ステーションと密接かつ 適切な連携がとれること。	変更なし	
⑤従事者 の配置	勤務延時間数をサービス提 供単位時間数で除した数が 単位ごとに ・15人までは専従1以上 ・15人超の場合は利用者1 人につき0.1以上	変更なし	
⑥機能訓 練指導員 の配置	不要	変更なし	

(2) 基本報酬

		H29		H30～32	
対象者・頻度	利用回数/月	回	月	回	月
要支援1・ 事業対象者 (週1回程度)	1～4回	323単位	—	323単位	—
	5回	—	1,407単位	—	1,407単位
要支援2・ 事業対象 (週2回程度)	1～8回	334単位	—	334単位	—
	9回	—	2,900単位	—	2,900単位

・消費税増税により、H31.10以降改正の可能性もある。

(3) 加算・減算

項目	H29	H30～32	改正理由
生活機能向上 グループ活動加算	実施しない	変更なし	
運動器機能向上加算	実施しない	変更なし	
生活機能向上連携加算	—	実施しない	
栄養改善加算	実施しない	変更なし	
栄養スクリーニング加算	—	実施しない	
口腔機能向上加算	実施しない	変更なし	
選択的サービス 複数実施加算	実施しない	変更なし	
若年性認知症受入加算	実施しない	変更なし	
中山間地等居住者への サービス提供加算	所定単位数の5%	基本報酬の5%	H30.8.1 施行 給付管理の簡素化
送迎を利用しない場合 の減算（同一建物に居住 する場合を含む）	—47単位/回・片道 ※月額上限で算定する場合 要支援1相当 —376単位 要支援2相当 —752単位	送迎減算は実施しない 同一建物減算は変更なし 要支援1相当 —376単位 要支援2相当 —752単位	H30.8.1 施行 給付管理の簡素化
定員超過・人員欠如によ る減算割合	基本報酬の70%	変更なし	
事業所評価加算	実施しない	変更なし	
サービス提供体制加算 (Ⅰ)・イ	実施しない	変更なし	
サービス提供体制加算 (Ⅰ)・ロ	実施しない		
サービス提供体制加算 (Ⅱ)	実施しない		
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の5.9%	基本報酬の5.9%	H30.8.1 施行 給付管理の簡素化
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の4.3%	基本報酬の4.3%	
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の2.3%	基本報酬の2.3%	
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(Ⅲ)の90%加算	※1 変更なし	廃止に関する規定 は H30.10.1 施行 国の要綱の改正に準ずる
介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(Ⅲ)の80%加算		

※1 通所介護で厚生労働大臣が定める期間のみ算定し、廃止する。
ただし、(Ⅰ)～(Ⅲ)の変更に伴い、H30.8.1から報酬は変わる。

・消費税増税により、H31.10以降改正の可能性もある。

※A型サービスのコードは率をかける加算のコード及びマイナスとなる単価の作成ができないため、その率をかけた単位に相当するコードを作成して対応する必要がある。そのため、所定単位は基本報酬に加算・減算をした後の単位数に割合をかけた後の単位数で、加算・減算の組み合わせによりサービスコードのパターンが増大する。また、1～3割の利用者負担に応じてそれぞれ作成する必要がある。

<所定単位と基本報酬で算定する場合の相違>

(例1) 要支援2で中山間地等居住者へのサービス提供加算がある場合で、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)を算定する場合

(所定単位の場合)

$$334 \text{ 単位} + 334 \text{ 単位} \times 5\% = 334 \text{ 単位} + 17 \text{ 単位} = 351 \text{ 単位}$$

$$351 \text{ 単位} \times 5.9\% = 21 \text{ 単位}$$

(基本報酬の場合)

$$334 \text{ 単位} \times 5.9\% = 20 \text{ 単位}$$

(例2) 同一建物減算がある場合で、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)を算定する場合

(所定単位の場合)

$$334 \text{ 単位} \times 8 \text{ 回} - 752 \text{ 単位} = 1,920 \text{ 単位}$$

$$1,920 \text{ 単位} \times 5.9\% = 113 \text{ 単位}$$

(基本報酬の場合)

$$334 \text{ 単位} \times 8 \text{ 回} \times 5.9\% = 158 \text{ 単位}$$

<参考>通所型予防給付相当とA型併用の場合の請求について

①要支援1相当

相当	A型	合算単位数	請求方法	
0	5	1,615	1,407	A月額
1	4	1,670	1,647	相当月額
2	3	1,725		
3	2	1,780		
4	1	1,835		
5	0	1,890		

②要支援2相当

相当	A型	合算単位数	請求方法	
0	9	3,006	2,900	A月額
1	8	3,061		回数
2	7	3,116		
3	6	3,171		
4	5	3,226		
5	4	3,281		
6	3	3,336		
7	2	3,391	3,377	相当月額
8	1	3,446		
9	0	3,501		